

災害からの安全な京都づくり条例の取組状況等について

1 取組状況

(1) 府が災害危険情報を提供し、府民等と情報共有

○京都府マルチハザード情報提供システムを整備、公表（平成 28 年 4 月）

- ・ホームページ等閲覧件数の増加

年 月	閲覧件数(月合計)(※)	備 考
平成 28 年 4 月	8 5 5	公表開始
6 月	8, 1 1 2	府民だより 6 月号掲載（水害特集）
1 2 月	1 5, 2 9 3	宅建業者の特定災害危険情報把握義務に係る条文を施行(12/1)
平成 29 年 3 月	1 7, 0 8 4	マルチ情報活用指導員養成研修 計 5 回開催(2/4～3/11)

※PC版及びスマホ版の合計

○宅地建物取引業者への情報提供

- ・宅建業関係団体の研修会等を通じた宅地建物取引業者への説明（計 9 回）
- ・京都府マルチハザード情報提供システム説明チラシを作成し、宅建業関係団体を通じて配布
- ・宅建業関係団体が重要事項説明書様式に特定災害危険情報を反映、ホームページにより周知
→平成 28 年 12 月 1 日に第 13 条を施行

- ・府は、宅地建物取引業者に特定災害危険情報（洪水浸水想定、津波浸水想定、土砂災害警戒区域等基礎調査結果等）の提供その他の必要な措置を講じるものとする。（第 12 条）
- ・宅地建物取引業者は、特定災害危険情報を把握しなければならない。（第 13 条）

(2) 防災機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進

○重要開発調整池に係る技術的基準等を公表（平成 29 年 3 月）

- 平成 29 年 7 月 1 日に重要開発調整池に関する条文を施行予定

○第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランの見直し

○地震・津波防災対策の推進

- ・津波災害警戒区域の指定、日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定の実施

(3) 地域防災力の向上

○マルチハザード情報活用促進事業

- ・マルチハザード情報提供システムを活用し、地域住民に防災マップの作成等を指導できる人材を養成する研修を実施 →約 130 名養成（平成 28 年度）
- ・地域住民に対し、マルチハザード情報活用指導員によるハザード情報を活用した地域の災害危険情報の把握や地域の防災マップ作成等に向けた講座を実施 →約 50 回開催（平成 28 年度）

○地域防災力強化事業

- ・特定地域防災協議会設置予定地域等の自主防災組織に対する実践的な防災研修を実施するとともに、活動資機材の整備を支援 →4 市町村で実施（平成 28 年度）

(4) その他

- 逐条解説書の作成・公開、関係機関向け説明会の開催
- 条例パンフレットの作成

2 今後の取組

- 条例パンフレットを関係機関と連携して各種の会議、研修会、防災訓練等に適切に配布し、条例の趣旨を周知、徹底
- 特定地域防災協議会の設置（4 地域）
- 地震・津波対策の強化
 - ・府は京都府津波避難計画策定指針の策定等
 - ・沿岸市町は地域防災計画の見直し、津波ハザードマップの作成等